

# 平成28年度保険料率等について

- |                                  |                |
|----------------------------------|----------------|
| 1. 平成28年度平均保険料率等について<br>運営委員会意見書 | P1～<br>別紙:参考資料 |
| 2. 協会けんぽの収支見込(医療分)               | P14～           |
| 3. 平成28年度介護保険料率                  | P17～           |
| 4. 都道府県単位保険料率                    | P20～           |
| 5. 保険料率算定に係る基礎データ                | P30～           |
| 6. 保険料率改定に係る広報                   | P38～           |
| 7. 近畿ブロック評議会について                 | P40～           |

# 1. 平成28年度平均保険料率等について

# 平均保険料率決定に至る経緯

## 1. 議論の経緯

- 運営委員会においては、平成28年度の平均保険料率について、維持と引下げの意見に分かれた。また、激変緩和率については、現行の激変緩和措置の期限を前提として、平均保険料率維持の意見の下では均等引上げに異論がない一方で、平均保険料率引下げの意見の下では当面ゆるやかな引上げと均等引上げに分かれ、理事長に判断が委ねられた。
- これを受けて、理事長からは以下の方針を運営委員会に示し、平成28年度の平均保険料率を10%に維持することを決定するとともに、激変緩和率を4.4/10とするよう、厚生労働省保険局長に要請を行った。

## 2. 基本的な考え方

### (1) 平均保険料率について

平成28年度の平均保険料率については、10%を維持する。

#### <判断に当たって考慮すべき要素>

- ① 協会発足以降の厳しい財政状況の中で苦渋の決断であった保険料率を引き上げた時の思いとしては、中長期的に安定した財政運営の実現が目標
- ② 今年度の医療保険制度改革により、国庫補助率16.4%が期限の定めなく実現したことの背景には、国民の血税を投入してでも協会けんぽの財政を安定させるという政府・国会の判断があった
- ③ 今後の話としては、国庫補助率20%という課題も残っている

<平均保険料率を10 %に維持した理由>

- ① 中長期的に安定的な保険財政運営が見通せるとともに、加入者や事業主の皆さま、さらには国民にその理由をご理解いただける都道府県単位保険料率とすること
- ② 可能な限り長期にわたって、負担の限界である、平均保険料率10 %を超えないようにすること

※ このほか、

ア 医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政構造の脆弱性が依然として解消していないこと

イ 協会けんぽに加入いただいている事業所の経営状況、さらには経済全体の動向

を踏まえる必要があり、今後の被保険者の方の賃金上昇率や被保険者数の増加については慎重に見込んでいく必要がある。

(2) 激変緩和率について

激変緩和率については、昨年度の運営委員会でもご指摘いただいたように、その拡大に関する長期の計画を踏まえる必要があることから、4.4 / 10とすることを厚生労働省保険局長に要請した。

# 平成28年度保険料率に関する論点について

## 1. 28年度保険料率

28年度保険料率についてどのように考えるべきか。

○ 直近の5年収支見通し(27年9月試算)等も踏まえて、今後の保険料率についてどう考えるか。

※ これまでの運営委員会では、

- ・ 単年度収支均衡が原則であり、引き下げられるときは引き下げて、引き上げる必要があるときは引き上げるということでもよいのではないかという意見と、
- ・ 長いスパンで安定的に運営できる水準にした方がよいのではないか、という意見があった。

※ 評議会の意見では、平均保険料率10%を維持すべきという意見と引き下げるべきという意見の両方を含む意見を持った支部が最も多かった。

○ 28年度の平均保険料率と激変緩和率について、運営委員会では、料率維持と料率引下げの意見に分かれた。さらに料率引下げの意見の下では、激変緩和率について当面ゆるやかな引上げと均等引上げに分かれた。

○ こうした意見を踏まえれば、平均保険料率と激変緩和率の組合せについて、以下の3パターンが考えられるが、9ページ以降の平均保険料率と激変緩和率に係る4年間の試算も踏まえて、どう考えるか。

- ① 平均保険料率を維持して、激変緩和率を毎年度均等に引き上げる
- ② 平均保険料率を均衡保険料率の水準に引き下げて、
  - ②-1 激変緩和率を当面ゆるやかに引き上げる
  - ②-2 激変緩和率を毎年度均等に引き上げる

## 2. 激変緩和措置

28年度の激変緩和措置についてどのように考えるべきか。

○ 28年度の激変緩和率についてどう考えるか。

※ 平成27年度の激変緩和率は3.0/10。

※ 今年の5月に成立した医療保険制度改革法により、激変緩和措置の期限が、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日とされているが、現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで。期限までに激変緩和率を均等に引き上げる場合は、毎年度1.4/10ずつ引き上げる必要。

○ 28年度の平均保険料率と激変緩和率について、運営委員会では、料率維持と料率引下げの意見に分かれた。さらに料率引下げの意見の下では、激変緩和率について当面ゆるやかな引上げと均等引上げに分かれた。

○ こうした意見を踏まえれば、平均保険料率と激変緩和率の組合せについて、以下の3パターンが考えられるが、9ページ以降の平均保険料率と激変緩和率に係る4年間の試算も踏まえて、どう考えるか。

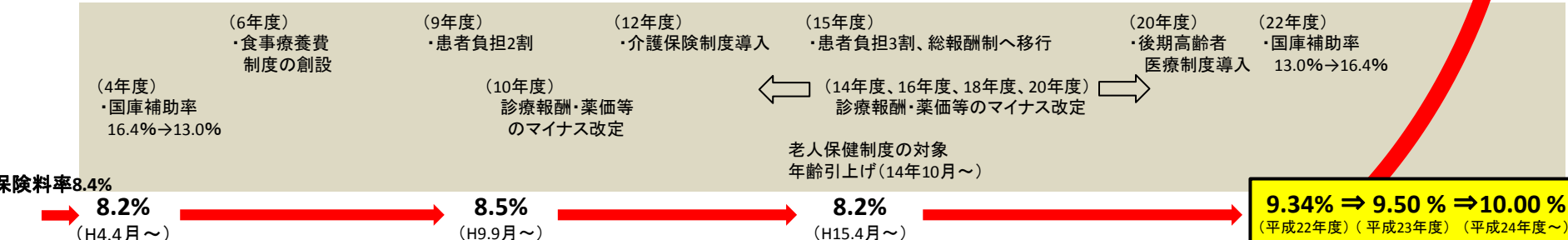
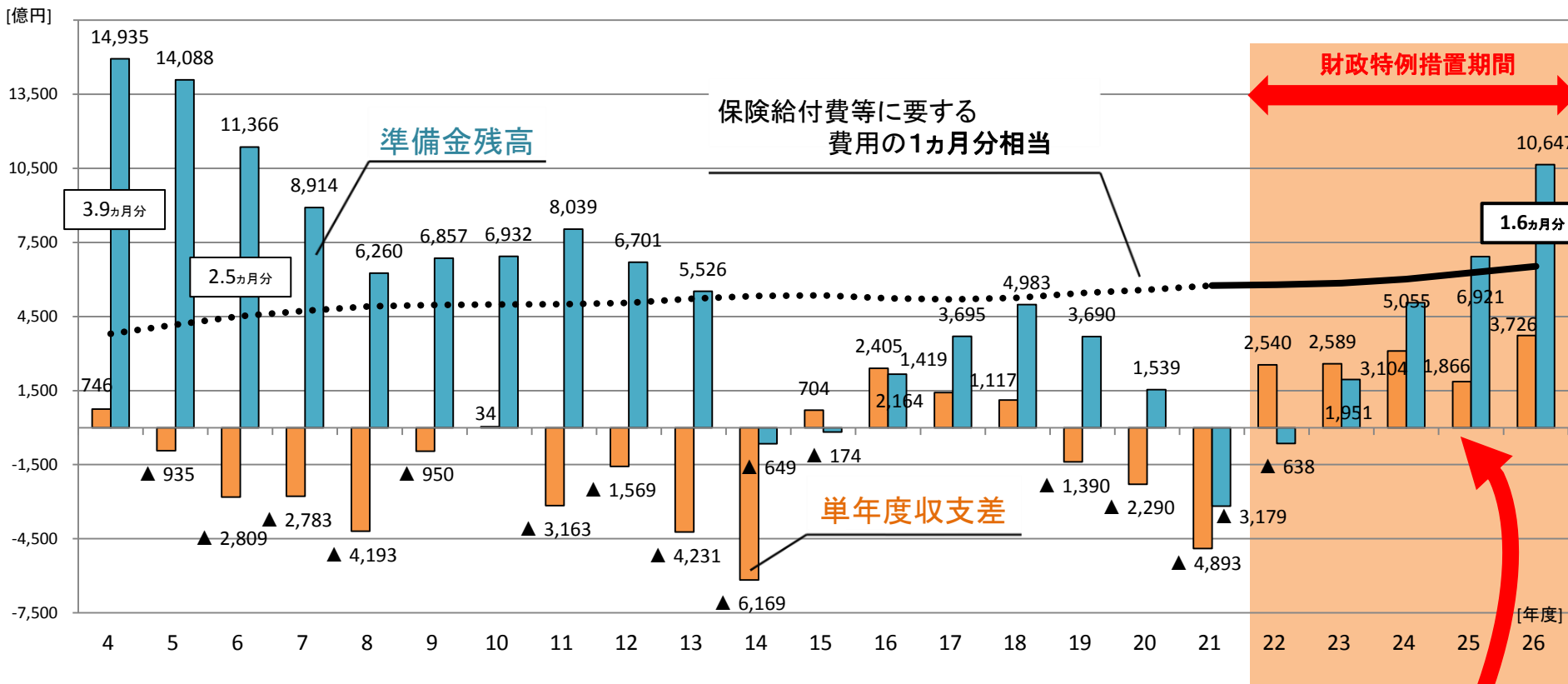
- ① 平均保険料率を維持して、激変緩和率を毎年度均等に引き上げる
- ② 平均保険料率を均衡保険料率の水準に引き下げて、
  - ②-1 激変緩和率を当面ゆるやかに引き上げる
  - ②-2 激変緩和率を毎年度均等に引き上げる (再掲)

## 3. 変更時期

保険料率の変更時期は、4月納付分からでよいか。

# 単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。



(注) 1. 平成5年度、6年度、8年度、9年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。  
2. 平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

# 平成27年度の協会けんぽの都道府県単位保険料率

- 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。
- 全国平均は10.0%であり、最高は佐賀県の10.21%、最低は新潟県の9.86%である。

北海道	10.14%	石川県	9.99%	岡山県	10.09%
青森県	9.98%	福井県	9.93%	広島県	10.03%
岩手県	9.97%	山梨県	9.96%	山口県	10.10%
宮城県	9.96%	長野県	9.91%	徳島県	10.10%
秋田県	10.06%	岐阜県	9.98%	香川県	10.11%
山形県	9.97%	静岡県	9.92%	愛媛県	10.03%
福島県	9.92%	愛知県	9.97%	高知県	10.05%
茨城県	9.92%	三重県	9.94%	福岡県	10.09%
栃木県	9.95%	滋賀県	9.94%	佐賀県	10.21%
群馬県	9.92%	京都府	10.02%	長崎県	10.07%
埼玉県	9.93%	大阪府	10.04%	熊本県	10.09%
千葉県	9.97%	兵庫県	10.04%	大分県	10.03%
東京都	9.97%	奈良県	9.98%	宮崎県	9.98%
神奈川県	9.98%	和歌山県	9.97%	鹿児島県	10.02%
新潟県	9.86%	鳥取県	9.96%	沖縄県	9.96%
富山県	9.91%	島根県	10.06%	※ 全国平均では10.0%	



# 協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

※都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率  
(20年9月まで)

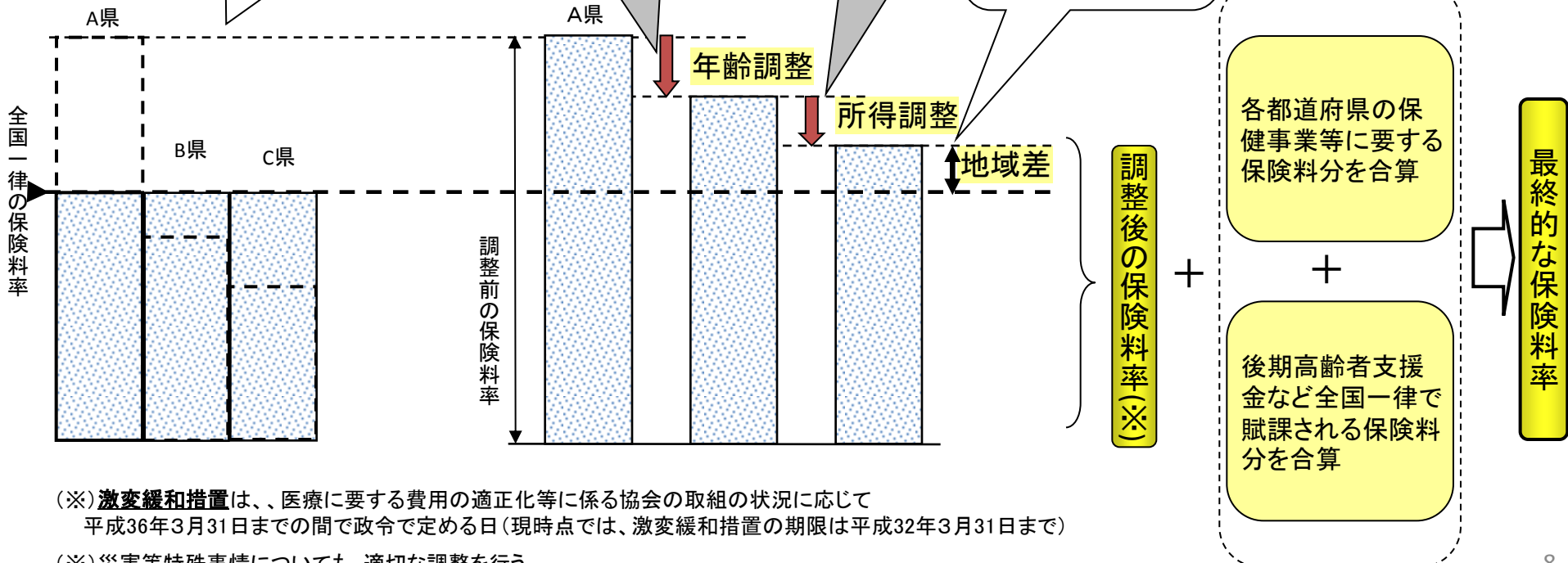
都道府県単位保険料率(20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



(※) 激変緩和措置は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで)

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

## 一定の前提に基づく試算(1)

### ○ パターン①

平均保険料率を維持して、激変緩和率を毎年度均等に引き上げる

【賃金上昇率：低成長ケース×0.5の場合】

	28年度	29年度	30年度	31年度
前 提				
平均料率 (%)	10.0			
激変緩和率	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10
①単年度収支 (億円)	2,800	1,000	1,400	1,300
②準備金残高 (億円)	16,100	17,200	18,500	19,800
③料率				
最高となる支部の料率 (%)	10.34(+0.13)	10.44(+0.10)	10.54(+0.10)	10.64(+0.10)
最低となる支部の料率 (%)	9.78(▲0.08)	9.72(▲0.06)	9.65(▲0.07)	9.58(▲0.07)

【賃金上昇率：0%で一定の場合】

	28年度	29年度	30年度	31年度
前 提				
平均料率 (%)	10.0			
激変緩和率	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10
①単年度収支 (億円)	2,800	▲100	▲600	▲1,700
②準備金残高 (億円)	16,100	16,000	15,400	13,700
③料率				
最高となる支部の料率 (%)	10.34(+0.13)	10.44(+0.10)	10.54(+0.10)	10.64(+0.10)
最低となる支部の料率 (%)	9.78(▲0.08)	9.72(▲0.06)	9.65(▲0.07)	9.58(▲0.07)

注1.「協会けんぽ(医療分)の5年収支見通し(平成27年9月試算)」の前提を用いて試算。

2. 低成長ケースは、内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成26年1月20日)」の参考ケースに準拠する経済前提。

3. 最高・最低となる支部の料率については26年度の実績が維持されるところのごく粗い推計。

4. ③料率の括弧内は、当該支部の前年度からの料率の変化分。

## 一定の前提に基づく試算(2)

### ○ パターン② -1

平均保険料率を均衡保険料率の水準に引き下げて、激変緩和率を当面ゆるやかに引き上げる

【賃金上昇率：低成長ケース×0.5の場合】

	28年度	29年度	30年度	31年度
前 提				
平均料率 (%)	9.7	9.9	9.8	9.8
激変緩和率	4.0/10	5.0/10	6.0/10	8.0/10
①単年度収支 (億円)	0			
②準備金残高 (億円)	13,300			
③料率				
最高となる支部の料率 (%)	10.01 (▲0.20)	10.28 (+0.27)	10.25 (▲0.03)	10.39 (+0.14)
最低となる支部の料率 (%)	9.50 (▲0.36)	9.65 (+0.15)	9.51 (▲0.14)	9.41 (▲0.10)

【賃金上昇率：0%で一定の場合】

	28年度	29年度	30年度	31年度
前 提				
平均料率 (%)	9.7	10.0	10.1	10.2
激変緩和率	4.0/10	5.0/10	6.0/10	8.0/10
①単年度収支 (億円)	0			
②準備金残高 (億円)	13,300			
③料率				
最高となる支部の料率 (%)	10.01 (▲0.20)	10.38 (+0.37)	10.55 (+0.17)	10.79 (+0.24)
最低となる支部の料率 (%)	9.50 (▲0.36)	9.75 (+0.25)	9.81 (+0.06)	9.81 ( 0.00)

注1. 「協会けんぽ(医療分)の5年収支見通し(平成27年9月試算)」の前提を用いて試算。

2. 低成長ケースは、内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成26年1月20日)」の参考ケースに準拠する経済前提。

3. 最高・最低となる支部の料率については26年度の実績が維持されるところのごく粗い推計。

4. ③料率の括弧内は、当該支部の前年度からの料率の変化分。

## 一定の前提に基づく試算(3)

### ○ パターン② -2

平均保険料率を均衡保険料率の水準に引き下げて、激変緩和率を毎年度均等に引き上げる

【賃金上昇率：低成長ケース×0.5の場合】

	28年度	29年度	30年度	31年度
前 提				
平均料率 (%)	9.7	9.9	9.8	9.8
激変緩和率	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10
①単年度収支 (億円)	0			
②準備金残高 (億円)	13,300			
③料率				
最高となる支部の料率 (%)	10.04(▲0.17)	10.34(+0.30)	10.34( 0.00)	10.44(+0.10)
最低となる支部の料率 (%)	9.48(▲0.38)	9.62(+0.14)	9.45(▲0.17)	9.38(▲0.07)

【賃金上昇率：0%で一定の場合】

	28年度	29年度	30年度	31年度
前 提				
平均料率 (%)	9.7	10.0	10.1	10.2
激変緩和率	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10
①単年度収支 (億円)	0			
②準備金残高 (億円)	13,300			
③料率				
最高となる支部の料率 (%)	10.04(▲0.17)	10.44(+0.40)	10.64(+0.20)	10.84(+0.20)
最低となる支部の料率 (%)	9.48(▲0.38)	9.72(+0.24)	9.75(+0.03)	9.78(+0.03)

注1.「協会けんぽ(医療分)の5年収支見通し(平成27年9月試算)」の前提を用いて試算。

2. 低成長ケースは、内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成26年1月20日)」の参考ケースに準拠する経済前提。

3. 最高・最低となる支部の料率については26年度の実績が維持されたとした場合のごく粗い推計。

4. ③料率の括弧内は、当該支部の前年度からの料率の変化分。

## 加入者1人当たり医療費及び平均標準報酬月額の前年度比の推移(実績)

### 加入者1人当たり医療費の前年度比の推移

(単位: %)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年 4～8月
0.0	2.1	2.2	2.3	3.0	2.1	1.2	1.6	1.9	2.9

(参考)5年収支見通し(平成27年9月試算)の平成29年度以降におけるの加入者1人当たり医療費の伸びの前提

70歳未満	1.5%
70歳以上75歳未満	0.4%

### 平均標準報酬月額の前年度比の推移

(単位: %)

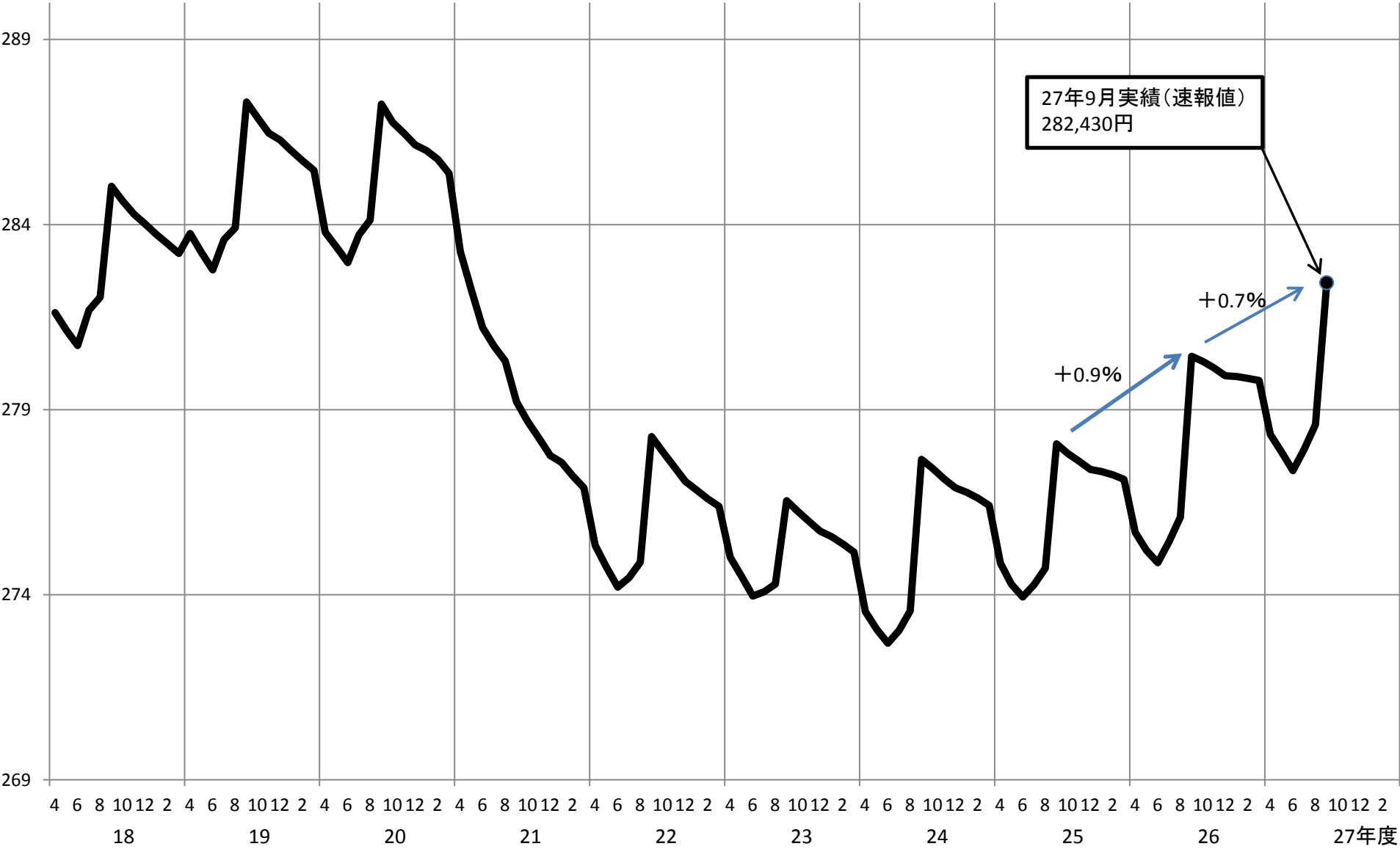
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年 4～8月	平成27年 9月
▲0.1	0.8	0.0	▲2.0	▲1.2	▲0.4	0.1	0.3	0.7	0.9	0.7

(参考)5年収支見通し(平成27年9月試算)における平成29年度以降の賃金の伸びの前提

ケースⅠ	1.35%～1.45%
ケースⅡ	0.0%
ケースⅢ	▲0.2%

# 被保険者1人当たり標準報酬月額の実績値

千円



## 2. 協会けんぽの収支見込(医療分)

## 協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		26年度	27年度	28年度	備考
		決算	直近見込 (27年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (27年12月)	
収入	保険料収入	77,342	80,266	82,258	24-27年度保険料率： 10.00% 28年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,559	11,829	11,893	
	その他	1,134	123	128	
	計	91,035	92,218	94,278	
支出	保険給付費	50,739	53,326	54,661	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                         拠出金対前年度比                          + 98                          △ 81 } + 17                          △ 433                     </div> ○28年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 28年度均衡保険料率： 9.52%
	老人保健拠出金	1	1	1	
	前期高齢者納付金	14,342	14,793	14,891	
	後期高齢者支援金	17,552	17,719	17,638	
	退職者給付拠出金	2,959	1,660	1,227	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,716	2,001	1,950	
	計	87,309	89,499	90,368	
単年度収支差		3,726	2,719	3,911	
準備金残高		10,647	13,366	17,277	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。



## 協会けんぽの収支見込(医療分)※均衡料率

(単位：億円)

		26年度	27年度	28年度	備考
		決算	直近見込 (27年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (27年12月)	
収入	保険料収入	77,342	80,266	78,346	24-27年度保険料率： 10.00% 28年度保険料率： 9.52%
	国庫補助等	12,559	11,829	11,893	
	その他	1,134	123	128	
	計	91,035	92,218	90,367	
支出	保険給付費	50,739	53,326	54,661	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     拠出金対前年度比                      + 98 } + 17                      △ 81 }                      △ 433                 </div> ○28年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 28年度均衡保険料率： 9.52%
	老人保健拠出金	1	1	1	
	前期高齢者納付金	14,342	14,793	14,891	
	後期高齢者支援金	17,552	17,719	17,638	
	退職者給付拠出金	2,959	1,660	1,227	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,716	2,001	1,949	
計	87,309	89,499	90,367		
単年度収支差		3,726	2,719	0	
準備金残高		10,647	13,366	13,366	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

### 3. 平成28年度介護保険料率

# 介護保険の平成28年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

28年度は、27年度末に見込まれる剰余分(248億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.58%(27年5月納付分以降と同率)とする。

※ 28年度政府予算案では、介護納付金は9,498億円と前年度比で527億円の増加の見込み。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

## 協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		26年度	27年度	28年度	備考
		決算	直近見込 (27年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (27年12月)	
収入	保険料収入	7,715	7,469	7,695	27年度保険料率： ※1.58% 28年度保険料率： <b>1.58%</b> ※27年5月納付分から適用 (27年4月納付分は26年度と同率) 納付金対前年度比 ⇒ + 527
	国庫補助等	1,471	1,471	1,557	
	その他	0	0	0	
	計	9,186	8,940	9,252	
支出	介護納付金	8,967	8,971	9,498	
	その他	0	0	0	
	計	8,967	8,971	9,498	
単年度収支差		218	△ 31	△ 246	
準備金残高		279	248	2	

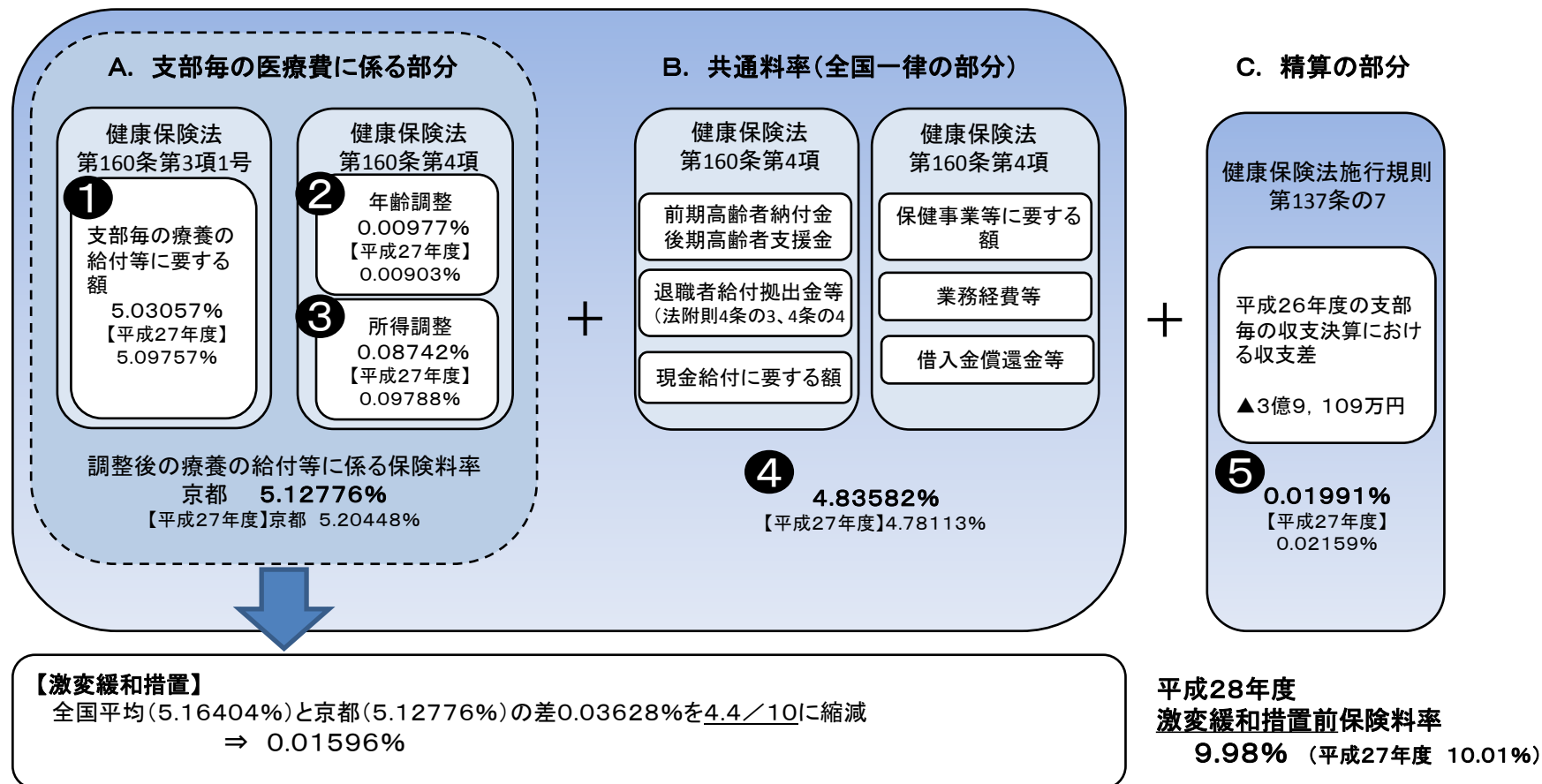
注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 4. 都道府県単位保険料率 (京都支部保険料率)

## 平成28年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 平成28年度は、平成26年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 激変緩和率は4.4／10(現時点において未定)
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

# 平成28年度京都支部保険料率の算定方法



## 都道府県単位保険料率(平成28年度京都支部保険料率)

$$\left( \begin{array}{l} \text{全国平均保険料率} \\ \text{(共通料率を除く)} \\ 5.16404\% \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{全国平均保険料率} \\ \text{(共通料率を除く)} \\ 5.16404\% \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{支部毎の医療費に} \\ \text{係る部分(京都)} \\ 5.12776\% \end{array} \right) \times 4.4/10 + \left( \begin{array}{l} \text{共通料率} \\ \text{(全国一律の部分)} \\ 4.83582\% \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{精算の部分} \\ 0.01991\% \end{array} \right) = \underline{\underline{10.00\%}}$$

【小数点第3位四捨五入】

1

支部毎の療養の給付等に要する額

【京都支部の場合】

$$\frac{\begin{array}{l} \text{(支部医療給付費)} \\ 988\text{億}469\text{万円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(支部総報酬額)} \\ 1\text{兆}9,640\text{億}8,522\text{万円} \end{array}} = \begin{array}{l} \text{支部毎の療養の給付} \\ \text{等に要する料率} \\ \hline 5.03057\% \end{array}$$



2

年齢調整

【京都支部の場合】

年齢構成が全国平均より低い ⇒ 保険料率を上げる方向に調整される

$$\begin{array}{ccc} \text{(平均給付費)} & - & \text{(標準給付費)} & = & \text{(年齢調整額)} \\ 997\text{億}907\text{万円} & & 995\text{億}1,716\text{万円} & & 1\text{億}9,191\text{万円} \end{array}$$

【平均給付費】

(全国の加入者1人あたり医療費) × (京都支部加入者数の合計)

【標準給付費】

(全国の各年齢階級の1人あたり給付費) × (京都支部の各年齢階級の加入者数)の合計

$$\frac{\begin{array}{c} \text{(年齢調整額)} \\ 1\text{億}9,191\text{万円} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{(支部総報酬額)} \\ 1\text{兆}9,640\text{億}8,522\text{万円} \end{array}} = \begin{array}{c} \text{年齢調整率} \\ \underline{0.00977\%} \end{array}$$

3

所得調整

【京都支部の場合】

所得（標準報酬月額）が全国平均より高い  
⇒ 保険料率を上げる方向に調整される

全国合計給付費を総報酬按分した額  
1,014億2,612万円

—

平均給付費（前頁参照）  
997億907万円

=

所得調整額  
17億1,705万円

4兆2,460億6,302万円  
（全国給付費）

×

（京都支部総報酬額）  
1兆9,640億8,522万円  
（全国総報酬額）  
82兆2,236億9,126万円

=

全国合計給付費を総報酬按分した額  
1,014億2,612万円

京都支部総報酬額の  
全国に占める割合

約2.39%

（所得調整額）  
17億1,705万円

（支部総報酬額）  
1兆9,640億8,522万円

=

所得調整率

0.08742%

共通料率(A + B - C)	4.84 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	4.15 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.70 %
C. 収入等の率	0.02 %
第1号平均保険料率	5.16 %
計	10.00 %

- ・ 共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率及び共通料率(C)の収入等の率には、平成26年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分及び平成26年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う精算分は含まれていない。また、共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率には支部ごとの特別計上分が含まれていない。

共通料率

4.83582%

## 平成26年度の都道府県支部別の収支差

- 平成28年度の都道府県単位保険料率の算定においては、平成26年度の都道府県支部ごとの収支における収支差及び平成26年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う各支部への準備金取崩し額と本来の総報酬按分による取崩し額との差分について精算する必要がある。当該精算額の数値がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

1 北海道	1,241	25 滋賀	▲162
2 青森	178	26 京都	▲391
3 岩手	▲204	27 大阪	1,549
4 宮城	387	28 兵庫	▲787
5 秋田	▲135	29 奈良	187
6 山形	▲290	30 和歌山	85
7 福島	223	31 鳥取	▲4
8 茨城	▲341	32 島根	▲212
9 栃木	▲260	33 岡山	▲56
10 群馬	▲228	34 広島	119
11 埼玉	▲233	35 山口	▲399
12 千葉	▲533	36 徳島	▲106
13 東京	▲1,081	37 香川	33
14 神奈川	▲138	38 愛媛	103
15 新潟	153	39 高知	▲54
16 富山	107	40 福岡	1,899
17 石川	186	41 佐賀	▲146
18 福井	279	42 長崎	▲33
19 山梨	▲264	43 熊本	134
20 長野	▲975	44 大分	405
21 岐阜	319	45 宮崎	159
22 静岡	▲459	46 鹿児島	14
23 愛知	▲815	47 沖縄	690
24 三重	▲144	全国計	0

保険料率換算

=

支部別収支差

支部総報酬額

支部別収支差 (京都)	支部総報酬額	保険料率換算
▲3億9,109万円	1兆9,640億8,522万円	0.01991%

平成28年度保険料率算定時に

**0.01991%**

の保険料率引上げが必要

平成28年度都道府県単位保険料率における  
 保険料率別の支部数  
 (暫定版)

保険料率 (%)	支部数	
10.33	1	18
10.18	1	
10.15	2	
10.13	1	
10.12	1	
10.11	1	
10.10	4	
10.09	1	
10.07	2	
10.06	1	
10.04	2	
10.03	1	
10.00	4	
9.99	2	
9.97	4	
9.96	3	
9.95	1	
9.94	2	
9.93	5	
9.92	1	
9.91	2	
9.89	1	
9.88	1	
9.87	1	
9.83	1	
9.79	1	

注.平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の4.4として算定

平成28年度都道府県単位保険料率の  
平成27年度からの変化  
(暫定版)

平成27年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.12	+168	1
+0.08	+112	1
+0.05	+70	4
+0.04	+56	3
+0.03	+42	6
+0.02	+28	1
+0.01	+14	6
0.00	0	7
▲0.01	▲14	7
▲0.02	▲28	2
▲0.03	▲42	3
▲0.04	▲56	2
▲0.05	▲70	1
▲0.07	▲98	1
▲0.08	▲112	1
▲0.09	▲126	1

注1. 「+」は平成28年度保険料率が平成27年度保険料率よりも上がったことを示しており、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額;労使折半後)の増減である。

## 5. 保険料率算定に係る基礎データ

# 平成28年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する(年齢調整及び所得調整を含む)。

- ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・ 都道府県支部別医療給付費
- ・ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・ 都道府県支部別総報酬額

注 ・上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、平成26年度の実績データを集計したものに、全国計における平成28年度の見込み値の平成26年度の実績値との比率を乗じて算出。

・また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、平成26年度の実績データを集計したもののから、東日本大震災に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額(窓口負担減免額及び福島支部の波及増分に係る額(約16.4億円))を控除したうえで、全国計における平成28年度の見込み値との比率を乗じて算出。

・なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額(原子爆弾被爆者に係る医療費、療養担当手当に係る額及び水俣病患者に係る医療費)を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「法第160条第3項第2号経費」、「同第3号経費」、「特別計上に係る経費」、「平成26年度の都道府県支部別の収支差」も必要となる。
- 「平成26年度の都道府県支部別の収支差」は、平成28年度の都道府県単位保険料率の算定において、平成26年度の都道府県支部ごとの収支における収支差及び平成26年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う各支部への準備金取崩し額と本来の総報酬按分による取崩し額との差分について精算するもの。



○ 都道府県支部別 医療給付費(平成28年度見込み)

(百万円)

1	北海道	227,350	25	滋賀	39,514
2	青森	50,907	26	京都	98,805
3	岩手	48,489	27	大阪	372,781
4	宮城	81,336	28	兵庫	168,477
5	秋田	43,507	29	奈良	36,428
6	山形	45,660	30	和歌山	33,972
7	福島	72,864	31	鳥取	23,603
8	茨城	69,245	32	島根	32,106
9	栃木	56,050	33	岡山	85,328
10	群馬	66,402	34	広島	122,660
11	埼玉	126,230	35	山口	54,361
12	千葉	89,428	36	徳島	33,518
13	東京	440,313	37	香川	47,293
14	神奈川	153,885	38	愛媛	60,682
15	新潟	88,764	39	高知	31,279
16	富山	43,832	40	福岡	224,873
17	石川	50,364	41	佐賀	39,262
18	福井	34,141	42	長崎	56,585
19	山梨	28,169	43	熊本	73,284
20	長野	68,448	44	大分	51,521
21	岐阜	81,966	45	宮崎	45,158
22	静岡	108,095	46	鹿児島	72,143
23	愛知	255,141	47	沖縄	57,035
24	三重	54,810	全国計		4,246,063

- ・ 各支部の医療給付費の平成26年度実績から東日本大震災に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の平成28年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び特別療養担当手当等に係る額等)を控除している。

○ 都道府県支部別 総報酬額(平成28年度見込み)

(百万円)

1	北海道	3,660,735	25	滋賀	773,934
2	青森	824,596	26	京都	1,964,085
3	岩手	839,130	27	大阪	7,268,949
4	宮城	1,495,400	28	兵庫	3,250,936
5	秋田	650,827	29	奈良	650,815
6	山形	799,580	30	和歌山	607,975
7	福島	1,393,911	31	鳥取	405,013
8	茨城	1,465,473	32	島根	537,688
9	栃木	1,136,336	33	岡山	1,556,132
10	群馬	1,301,268	34	広島	2,291,053
11	埼玉	2,675,469	35	山口	962,250
12	千葉	1,865,266	36	徳島	560,261
13	東京	10,411,249	37	香川	813,223
14	神奈川	3,372,930	38	愛媛	1,066,846
15	新潟	1,733,484	39	高知	536,553
16	富山	936,214	40	福岡	3,891,127
17	石川	974,073	41	佐賀	583,805
18	福井	654,857	42	長崎	911,528
19	山梨	534,545	43	熊本	1,204,493
20	長野	1,383,281	44	大分	836,063
21	岐阜	1,616,797	45	宮崎	758,514
22	静岡	2,282,602	46	鹿児島	1,178,783
23	愛知	5,597,088	47	沖縄	880,290
24	三重	1,128,265	全国計		82,223,691

・平成26年度実績における各支部の総報酬額に、全国計の総報酬額の平成28年度見込みとの比率及び予定保険料納付率約0.994を乗じて算出。

○ 都道府県支部別・年齢階級別 加入者数(平成28年度見込み)

(百人)

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全 国	372,010	19,633	20,386	21,219	22,280	24,701	27,237	30,340	34,452	36,421	30,576	27,832	27,223	27,141	15,543	7,026
1 北 海 道	17,880	822	869	946	1,031	1,122	1,179	1,351	1,611	1,715	1,508	1,453	1,454	1,601	889	329
2 青 森	4,426	205	225	266	292	278	287	342	393	408	376	381	376	340	172	86
3 岩 手	4,291	205	227	253	275	275	283	327	374	371	343	362	378	352	174	91
4 宮 城	7,105	367	382	399	416	466	526	613	669	635	533	529	568	570	299	132
5 秋 田	3,472	152	172	190	212	202	217	263	303	290	273	305	336	314	157	86
6 山 形	3,979	197	215	232	252	258	276	316	347	330	302	334	361	324	154	81
7 福 島	6,598	327	356	392	431	472	498	528	579	551	494	530	559	512	244	125
8 茨 城	6,453	327	350	376	400	438	476	539	601	630	532	479	484	462	240	119
9 栃 木	5,114	261	285	294	297	335	382	430	492	496	402	371	390	376	204	99
10 群 馬	5,978	302	335	361	377	391	408	463	561	596	500	433	438	443	258	125
11 埼 玉	11,638	580	649	683	712	760	792	893	1,085	1,261	1,058	853	786	790	490	245
12 千 葉	8,088	404	429	451	466	526	576	644	749	846	707	594	561	590	369	176
13 東 京	39,980	1,953	1,884	1,870	1,956	2,624	3,332	3,738	4,003	4,167	3,476	2,949	2,705	2,905	1,701	717
14 神 奈 川	13,657	689	733	755	764	834	947	1,101	1,311	1,499	1,253	1,021	908	963	602	278
15 新 潟	8,318	420	447	481	531	545	558	636	746	755	676	652	691	667	341	172
16 富 山	4,068	199	226	246	251	252	264	303	382	417	334	303	304	319	191	78
17 石 川	4,380	236	252	264	270	287	308	339	408	440	345	317	319	318	195	82
18 福 井	2,979	156	170	179	193	201	206	226	261	274	235	233	231	222	130	64
19 山 梨	2,485	126	136	147	163	170	170	185	214	236	213	194	188	182	105	57
20 長 野	6,444	337	367	394	409	423	428	482	585	623	535	487	493	473	274	133
21 岐 阜	7,364	396	434	467	487	485	491	546	655	731	622	568	534	510	293	146
22 静 岡	9,936	511	550	576	601	644	693	772	901	979	837	755	740	739	429	208
23 愛 知	23,533	1,294	1,335	1,370	1,440	1,674	1,813	1,952	2,217	2,447	1,995	1,702	1,526	1,477	871	422
24 三 重	5,018	261	277	292	319	353	364	391	449	486	421	396	367	344	199	100
25 滋 賀	3,535	200	206	213	214	244	265	286	328	340	276	254	248	246	145	66
26 京 都	8,736	465	479	487	503	592	673	727	836	895	723	623	568	584	400	181
27 大 阪	31,868	1,745	1,774	1,818	1,885	2,175	2,439	2,671	3,042	3,355	2,713	2,244	1,988	2,050	1,332	638
28 兵 庫	14,594	780	807	845	891	986	1,080	1,175	1,339	1,468	1,212	1,087	1,017	1,027	612	269
29 奈 良	3,170	174	183	187	191	213	230	254	291	310	259	228	212	222	141	73
30 和 歌 山	2,994	153	167	185	204	201	205	224	260	304	268	238	213	194	118	59
31 鳥 取	2,078	111	115	124	131	137	146	167	185	181	155	162	177	166	87	35
32 島 根	2,679	146	153	162	171	175	179	203	234	233	196	205	224	222	123	51
33 岡 山	7,242	402	416	434	449	504	556	592	672	702	555	505	514	501	307	132
34 広 島	10,553	583	601	621	646	705	756	828	969	1,062	850	761	764	778	450	180
35 山 口	4,454	230	245	257	274	278	298	339	399	422	349	327	358	380	217	81
36 徳 島	2,716	145	145	154	159	178	203	230	251	250	206	200	212	206	120	56
37 香 川	3,856	211	219	230	234	251	272	306	361	375	297	273	291	290	175	71
38 愛 媛	5,285	293	302	313	333	356	386	429	483	497	410	403	407	381	205	87
39 高 知	2,616	134	143	160	165	162	173	201	249	256	206	202	204	195	116	51
40 福 岡	18,623	1,092	1,071	1,055	1,092	1,249	1,425	1,601	1,750	1,738	1,410	1,315	1,358	1,382	769	316
41 佐 賀	3,031	175	180	188	200	205	216	241	254	247	221	229	246	243	129	58
42 長 崎	4,714	262	268	283	310	312	326	361	397	401	368	388	410	369	181	76
43 熊 本	6,174	363	365	367	381	414	465	511	541	517	467	481	509	464	228	100
44 大 分	4,274	231	242	251	270	274	294	334	378	383	324	324	349	344	197	81
45 宮 崎	4,013	244	247	250	260	255	282	321	354	342	292	310	341	305	152	58
46 鹿 児 島	6,221	383	379	380	393	417	458	514	528	493	456	495	551	478	218	81
47 沖 縄	5,402	386	375	373	377	403	435	445	465	467	392	378	370	321	142	74

・各支部の年齢階級別加入者数の平成26年度実績に、全国計の加入者数の平成28年度見込みとの比率を乗じて算出。

・数値は、年度の平均値。

○ 年齢階級別 加入者1人当たり医療給付費(平成28年度見込み)

(円)

年齢階級	1人あたり医療費(全国)	京都支部の階級別標準給付費
0～4歳	173,271	8,062,797,207
5～9	84,292	4,037,060,202
10～14	61,270	2,982,138,454
15～19	49,170	2,475,454,516
20～24	49,061	2,905,045,858
25～29	60,782	4,092,237,666
30～34	69,506	5,050,545,730
35～39	75,050	6,275,757,218
40～44	82,635	7,393,671,527
45～49	101,865	7,363,190,822
50～54	131,339	8,176,206,073
55～59	165,345	9,387,696,020
60～64	212,018	12,372,790,610
65～69	276,038	11,049,654,620
70～74	435,133	7,892,909,185
計	114,138	99,517,155,706

- ・平成26年度実績における年齢階級別加入者1人当たり医療給付費から、東日本大震災に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、全年齢階級計の加入者1人当たり医療給付費の平成28年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び特別療養担当手当等に係る額等)を控除している。

全国の加入者1人  
あたり医療費

標準給付費  
995億1,715万5,706円

都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて(平成28年度見込み)

【支出】		(百万円)
法第160条第3項第1号経費		
・医療給付費(国庫補助を除く)		4,246,063
法第160条第3項第2号経費		
・現金給付費等(国庫補助、日雇拠出金を除く)		372,476
・拠出金等(国庫補助を除く)		3,043,550
・前期高齢者納付金		1,092,184
・後期高齢者支援金		1,828,557
・退職者給付拠出金		122,747
・老人保健拠出金		51
・病床転換支援金		11
法第160条第3項第3号経費		
・協会業務経費・一般管理費(国庫補助等を除く)		156,857
・貸付金		275
・雑支出		2,228
・準備金積立て		391,078
*事務経費・雑支出(国)		25,927
合 計		8,238,453

【収入】		
保険料収入		
・保険料収入(一般分)		8,222,369
その他収入		
・貸付金返済収入		275
・雑収入		11,796
*日雇特例被保険者保険料収入		3,437
*雑収入等(国)		695
合 計		8,238,573

(注)・\*については、国の予算において計上されるもの。

- ・第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当等に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・第3号経費及びその他収入において、平成26年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分及び平成26年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う精算分は含まれていない。また、第3号経費の業務経費における支部ごとの特別計上分は含まれていない。

# 京都支部の平成26年度の収支 【医療分】

		平成26年度 単位:百万円
収入	保険料収入	184,347
	その他収入(協会、国)	2,749
	計	187,096
支出	医療給付費(国庫補助除)	93,117
	現金給付費	8,820
	前期高齢者納付金等	72,997
	業務経費	2,239
	一般管理費	768
	その他支出(協会、国)	530
	平成24年度の収支差の精算	111
	特別計上費	4
	計	178,586
単年度収支差		8,509
単年度収支差(全国の収支差を按分)		8,900
地域差		▲ 391
(内訳)医療給付費地域差分/要精算分		▲139/▲252

## 収支差の精算

24年度の都道府県ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うものであり、東日本大震災に伴う医療費の波及増に係る特例的取扱いを講じたもの)を表す。

## 医療給付費等地域差分

加入者一人あたり医療給付費(全国との差分)の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表す。

## 要精算分

平成26年度都道府県単位保険料率の凍結に際し、料率凍結のために配分した準備金取崩し額と準備金取崩し総額を料率算定時の総報酬で按分した額との差額

## 6. 保険料率改定に係る広報

# 平成28年度 保険料率改定に係る広報スケジュール

平成28年1月

2月

3月

4月

料率認可

【1月上旬～】  
料率の見通しを告知

ホームページ  
(メールマガジン)

【2月上旬～】  
料率についてわかりやすく説明

- ★1/29 運営委員会を受け、本部ホームページに料率改定の概要(見通し)を掲載
- ★認可を受けて、本部ホームページに料額表を掲載

【2月上旬～】

- ◆事業主・事業主団体、健康保険委員の集まる機会を活用したきめ細かな説明
- ◆都道府県や市区町村、中小企業団体中央会や商工会等関係団体の広報紙への掲載依頼
- ◆地方紙への記事掲載のための情報提供(投げ込み、など)

<関係団体等>  
都道府県・市区町村・  
事業主訪問等

2月納入告知書  
へ料額表同封

3月納入告知書  
へチラシ同封

事業所へ  
リーフレット直送

新聞広告  
掲載

広告原稿  
の提供

支部での各種広報  
(特別広報経費)

ポスターの配布

- ◆支部窓口に掲示、関係団体等へ送付  
(本部が作成し、支部で配布を行う)


加入者・事業主へ  
のお知らせ

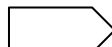
任継加入者へ  
改定のお知らせ送付

任継加入者へ  
チラシ同封

前納納付書を  
対象者に送付

任意継続加入者  
へのお知らせ

 : 本部実施

 : 支部実施



## 7. 近畿ブロック評議会について

# 第1回近畿ブロック評議会の概要

- 日時 平成28年2月10日(水) 14:00～17:00
- 場所 ハービスENT 9階会議室  
(大阪市北区梅田2-2-22 ハービスENTオフィスタワー9階)
- 出席者 片田評議員(学識経験者)  
(五十音順) 中村評議員(被保険者代表)  
増井評議員(事業主代表)
- 議題 1. 都道府県単位料率について  
～その在り方など、料率議論・医療費適正化対策等を踏まえて思うこと～  
2. 支部評議会について  
～評議会議論と支部事業など、評議会の在り様をみて思うこと～